

精華町情報化基本計画検討懇話会公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、精華町情報化基本計画検討懇話会設置要綱第4条第5項第2号の精華町情報化基本計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)の公開の規定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公開方法)

第2条 会議の開催については、広く町民が参加できるよう配慮するものとする。

2 傍聴席および意見書の提出に関し、必要な措置を講じるものとする。

(公開の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日に所定の場所で、自己の住所、氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴に関して特に定員を定めないが、会場等の都合により会長が議事の進行に支障があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴できない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴できない。

(1)会議の出席者等に迷惑を及ぼすおそれのある物を所持している者。

(2)議事の進行を妨げるおそれのある物を所持している者。

(3)その他、議事の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1)会議における意見に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2)私語を慎み、みだりに席を離れないこと。

(3)会議の秩序を乱し、また議事の進行の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真、録画等の撮影をし、または録音等をしてはなら

ない。

(意見書の提出)

第8条 会議の内容等に関し意見のある者は、会議の終了後に指定された様式により、意見書を提出することができる。

(意見書の取りまとめ)

第9条 懇話会の庶務は、提出された意見書を取りまとめ、次回の懇話会で報告するものとする。ただし、必要がある場合は、懇話会の開催までに報告することができる。

(係員の指示)

第10条 傍聴および意見書を提出しようとする者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(会議録の公開)

第11条 会議録は、発言内容を要約することとし、委員名を挙げずに公開するものとする。

(定めのない事項)

第12条 この要領に定めのない事項が生じたときは、その都度、会長が会議に諮って定めるものとする。